

林野火災に関する市長記者発表

令和7年4月23日

報道機関の皆さまにおかれましては、本日は、お忙しいなか、お集まりいただきまして有難うございます。3月23日に発生いたしました「令和7年今治市林野火災」から今日で丁度1か月が経過いたしました。

この機会に、消火活動の概要のほか、現段階での被災者の皆様への支援方針、再発防止策の考え方について説明させていただきます。

まだまだ検討途中のもの、今後検討を始める必要があるものなども多くございますが、ひとまずは現時点での状況報告でございます。

今回の「令和7年今治市林野火災」におきましては、平成以降では県内最大規模の林野火災となりました。大切なご自宅や、事業に必要な資産に大きな被害を受けられた方々もいらっしゃいます。被災をされました皆様に、家族である市民の皆さまとともに、お見舞いを申し上げます。

また、強風によって延焼が拡大するとともに、思わぬところに飛び火をしたことで、地域の皆様には大変なご迷惑・ご不便をおかけいたしましたこと、改めてお詫び申し上げますとともに、延焼範囲が一部、西条市にまで及びましたこと、西条市の皆様にも深くお詫び申し上げます。

なお、消火活動のなかで怪我をされた消防関係者の方はおられましたけれども、火災で人命が失われることがなかったことは何よりであったと思っております。

火災発生後から鎮圧、鎮火に至るまでの23日間、愛媛県をはじめ、自衛隊、総務省消防庁、近県からの緊急消防援助隊、県内の消防広域応援隊、警察、鉄道や電力・通信など生活インフラを支えていただいている皆様など、実に多くの方々に消火活動、現場付近の交通誘導や避難者サポートなど、さまざまなご支援、ご協力をいただきました。

特に、今回の林野火災は2月19日に発生した岩手県大船渡市の大規模山林火災の直後ということに加え、同時期に岡山市でも林野火災が発生したこともあり、全国ニュースでも連日報道がされ、全国各地からご心配の声をお寄せいただき、また、物資の提供や復旧に向けたボランティアの参加、多くの皆様からの多額の

義援金や支援金などお届けをいただいております。

あらためて、このたびの林野火災に対して、ご協力、ご支援を賜りましたすべての皆様に厚く御礼を申し上げます。

続いて、今回の火災の発生から鎮火に至るまでの消火活動の経過について、一覧表に沿って今一度、概要を説明申し上げます。

3月23日15時53分に、通報によって今治湯ノ浦インターチェンジ南側の山からの出火を覚知いたしました。

火災現場に駆け付けた現場指揮隊によって、空中消火が必要と判断し、16時22分に愛媛県消防防災ヘリの出動を要請、近隣他県の消防防災ヘリの追加要請を行い、夕刻まで継続して散水を実施しました。

その後、南側方向に延焼拡大が懸念されたことを受け、東予応援協定に基づき、17時23分に西条市消防本部へ応援を要請させていただきました。

また、18時30分には災害警戒本部を災害対策本部へ移行しました。

さらに、延焼拡大により民家や電力施設に影響を及ぼす可能性が生じたことを受け、20時40分に「長沢地区」を対象に避難指

示を発令しています。

21 時 37 分には、愛媛県を通じて自衛隊へ自衛隊へりの災害派遣を要請しました。

翌 24 日は、国道や今治小松自動車道の東側に延焼阻止線を設定し、林野火災に有効な消防防災へり、自衛隊へりによる消火活動を積極的に実施しながら、並行しまして、地上隊による消火活動を実施した結果、午前中においては、火災はコントロールされた状況にありました。

ところが、正午あたりから気象状況が激変し、非常に強い風が吹き始めたことを受け、北方向への飛び火などにより想定を超える勢いで延焼範囲が拡大。夕刻には笠松山方面へ延焼し、「朝倉北地区」及び「緑ヶ丘団地」に避難指示を発令しました。

こうした状況を踏まえ、今治市の消防力での対応が困難と判断し、21 時に愛媛県に対して愛媛県消防広域応援を要請したところでもあります。一部様々な話がありまして、私どもが応援要請を断ったのではないかというお話も聞いております。16 時 35 分頃から代表消防本部である松山市消防とは県内応援について調整しておりますけれども、応援打診を断ったということはございません。

25 日の日を跨いだあたりから、最大瞬間風速 10m/s を超える

ような風が北方向に吹き、24 日時点の火災現場から北側へさらに延焼が拡大したことから、15 時に「旦地区・郷桜井 2 丁目」に避難指示を発令しました。

加えて、東側への飛び火による複数の家屋の焼損被害が発生しましたことを受け、17 時 10 分に県を通じて総務省消防庁に緊急消防援助隊の出動を要請させていただきました。

その後、避難指示の発令は「桜井地区」全域に及び、26 日未明の「朝倉南乙野々瀬地区」への避難指示発令によって、対象合計は 3,056 世帯、5,988 人となりました。

26 日以降も、延焼拡大が続きましたが、昼夜を問わない懸命の消火活動に加え、27 日夕方からの待望の雨が降ったことで火の勢いが衰え、28 日には、延焼拡大の危険がなくなった状態と判断し 17 時に「延焼阻止」を発表。「長沢地区」「緑ヶ丘団地」を除く地域の避難指示を解除したところでございます。

その後も 29 日、30 日とヘリによる上空からの監視や映像目視確認、赤外線による熱源探知を実施し、結果として熱源が見当たらなかったことから、延焼のおそれがなくなった状態にあると判断し、31 日 11 時に「鎮圧」を発表。全域の避難指示を解除させていただいたところであります。

「鎮圧」発表後も、広範囲の延焼エリアを 8 つのブロックに分

けて1つずつ潰すよう完全鎮火に向けたローラー警戒と熱源確認を実施する日々でございました。4月2日以降、熱源は確認されておらず、完全に火種が消失したと判断し、火災発生から23日目となる4月14日の15時をもって「鎮火」を発表しました。同時に災害警戒本部を解散しました。

以上が、火災発生時から鎮圧を経て、鎮火に至るまでの経緯でございます。

なお、4月14日時点の今治市の被害状況について報告させていただきます。

焼損面積は423ha、人的被害は活動中の消防団員の負傷3件でございます。住家等の被害につきましては、住宅5棟、空き家6棟、倉庫等非住家11棟、合計22棟となっております。

続いて、避難者の支援について説明させていただきます。

4月14日の「鎮火」を受けまして、今後は被災者の支援、そして復旧・復興に向けたフェーズに軸足を移してまいります。

その関係で、まずは「令和7年今治市林野火災」関連の専決予算の概要を説明させていただきます。

今回、被災をされた方々の生活再建支援を中心とした緊急措置を講じるため、総額 6,890 万円の補正予算を本日 4 月 23 日付けで専決処分いたしております。財源としては、後ほどご説明させていただきますが、今回の林野火災により被害を受けた今治市の復旧・復興に使ってほしいとの趣旨でご寄付をいただきました「支援金」を一部充当させていただく予定でございます。

専決予算の内容でございますが、まずは、焼損しました建屋の解体・撤去の支援事業でございます。建屋の種別に応じて 2 つの補助制度を設けることといたしております。

1 つ目の「全焼家屋等の解体撤去費用補助金」は、所有する建屋が全焼する被害を受けた世帯に対し、解体・撤去に要する費用を補助するものでありまして、上限額は 100 万円としております。

2 つ目の「事業用建屋等の解体撤去費用補助金」につきましては、事業用建屋等が全焼する被害を受けた事業主に対し、事業用施設や農業用施設の解体・撤去費用を補助するものでございまして、上限額は事業用施設が 1,000 万円、農業用施設が 50 万円となっております。

次に、住宅が全焼し、生活必需品を喪失された方々への「生活必需品の給与又は貸与」事業といたしまして、被服や寝具、日用品、炊事用品など、日常生活に不可欠な物品を対象に、1人世帯で32,800円、4人世帯で69,000円を上限に支援させていただきます。

さらに、住宅や家財に大きな被害を受けた方を対象に、災害援護資金の貸付制度を設けて、無利子で最大350万円までの借入れを行うことが出来る事業も実施いたします。

以上が、直接の被災者支援予算でございますが、この他にも、社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターの運営経費、森林の復旧計画書策定のための業務委託費用、消火活動で減耗しました消防用ホースの補充費用などの経費を計上させていただいております。

なお、本専決予算は、被災者の方々へ一日でも早く支援をお届けすることを目指して、現時点で考えられる予算を計上したものでございまして、今後も国や県の支援をいただきながら、復旧・復興に必要な事業を適時適切に推進してまいりたいと考えてお

ります。

次に、全国各地からお寄せをいただいておりますお見舞い、災害義援金及び災害支援金の状況について、お知らせさせていただきます。

今回、多くの方々から「義援金」と「支援金」という形で多額のご寄付をいただいております。このうち、「義援金」につきましては、被災された方々の生活再建を支援する目的でご寄付をいただいたものでございます。4月21日時点での義援金の合計は39,192,350円となっており、本日夕刻開催する配分委員会におきまして審議、被災者の皆様に対して見舞金などの形で直接お渡しすることとなります。

なお、家屋が全焼されました3世帯の方に対しては、4月7日に1世帯あたり30万円を緊急先行配分させていただいております。

次に、「支援金」についてでございます。こちらは、被災者個人への直接配分という形ではなく、本市における復旧・復興に使ってほしいという趣旨でご寄付いただいたものであります。

ふるさと納税制度を活用したものを含めて、支援金としまして

4月21日時点で約43,093,977円のご寄付をいただいております。

内訳としましては、個人版ふるさと納税分が約1,200万円、企業版ふるさと納税分が1,100万円、それ以外のご寄付が約2,000万円となっております。

なお、ふるさと納税につきましては、現在8つの自治体のご厚意により、代理寄附での受付を行っていただいております、ご協力に感謝を申し上げます。

支援金の活用方法につきましては、被災地域の復旧・復興にかかる費用、例えば、専決処分をさせていただいた焼損建屋の解体・撤去のほか、地域周辺の水路清掃や倒木撤去などの応急処置、火災現場付近のインフラのメンテナンス、森林資源が焼失したエリアの環境保全などを想定しております。

また、事業用資産や施設の被害を受けた方に対しては、施設の改修や使えなくなった設備の買い換え等のための資金の借り入れに対し、返済時の利子補給制度の創設を市独自の支援策として検討を進めております。

加えて、事業の再建に当たりましては中長期的な支援が必要となることから、金融機関や今治商工会議所などとも連携をし、必要な支援策を提供できるよう、きめ細かな伴走支援を行ってまい

りたい。

このほか、鎮圧を発表した3月31日から、関係部署の職員で構成した支援チームが被災された方々をお訪ねし、対面で必要な支援の内容をお聴きしております。また、私自身も鎮火後の4月16日から、被災された方をお一人おひとり訪問させていただき、直接お声をうかがっています。

そうする中で浮かび上がってきたニーズや課題に対して、今治市として、義援金や支援金も活用しながら、何をすべきなのか、何ができるのかをしっかりと考え、出来るところから速やかに対応してまいりたいと考えております。

今回の林野火災の出火原因につきましては、4月3日から今治警察署と今治市消防本部が合同で調査を実施しておりますが、現段階では調査中としかお聞きしておりません。

しかしながら、昨今頻発する林野火災の出火原因については、たき火、火入れ、放火、たばこなど大部分が人的要因となっております。

本市におきましては、平成17年に大三島で133ha、平成20年には朝倉で107ha、さらには令和5年に大三島で13.5haの山林

火災が発生するなど、貴重な森林資源が焼失しております。

ここ数日間でも、県内で、たき火や野焼きが原因となる火事が複数発生しておりまして、市民の皆様からも、野焼きなどに対する不安の声が多数寄せられるようになってきております。

こうした状況を鑑みて、今治市としては、この際、もう一段階厳しい再発防止策を講じる必要があるのではないかと考えています。

例えば、野焼きは廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止となっておりますが、農家の藁焼き、田畑や河川の畔焼きなどの例外規定がございます。こうしたなかで、他県での事例ではございますが、山林での禁煙や火気使用の禁止を市の条例で定めたり、一定の気象条件下で火気の使用を制限する火災警報を運用しているケースがあるとお聞きしています。

こうした取り組みを参考に、今後、県や関係機関とも協議を重ね、可能であれば実効性のある対策を今治市においても導入できないか、検討を進めてまいりたいと考えています。

なお、市民の皆様におかれましては、たき火や野焼きなどでの火の取扱いには、くれぐれもご注意ください。また、あらため

てお願い申し上げます。

特に、冬から春にかけてのこの時期は、空気の乾燥と強風によって、火をコントロールできなくなり、大きな火災へつながるケースが、全国的にも後を絶ちません。乾燥注意報や強風注意報の発令時には、絶対に野焼きやたき火などを行わないよう、重ねてお願いをさせていただきますとともに、火の勢いがコントロールできなくなった場合は、躊躇なく消防へ通報してください。火災通報の迅速化が大規模火災の防止につながります。市民の皆様のご協力をお願い申し上げます。

加えて、消防本部におきましても、今回の火災を教訓に、注意報発令時の警戒強化や SNS での予防広報に注力していただきたいと思えます。

続いて、火災現場付近での二次災害の防止対策について説明申し上げます。

今回の火災によって、火災現場付近は地盤の保水能力が低下し、土砂災害が起こりやすい状況となっています。入梅を視野に、降水量が多い時期を迎えるなかで、少しの雨でも地盤が緩み、土砂崩れなどの二次災害につながる危険性が高まっています。

こうした二次災害を防止するため、4月9日、10日の2日間、本市の建設部局と産業部局の職員で組織しました防災対策検討チーム3班延べ11名が現地調査を行っています。

道路や水路の状態把握に加え、延焼区域が住宅地に近いエリアでは山の形状や延焼状況を確認し、今後、降雨で民家への被害が想定される箇所におきましては、土のうの設置や水路の土砂撤去など、応急対策を早急に実施することとしております。

加えて、降雨時の見回りを重点的に行うなど、出水期における二次災害防止に努めてまいります。

火災現場付近にお住いの皆さまにおかれましては、こうした状況をご理解いただくとともに、危険を感じた場合には速やかに避難行動をとっていただきますようお願い申し上げます。

さらに、二次災害防止対策として、愛媛県の農林水産部森林局のチーム6班38名、今治支局今治土木事務所チーム4班18名と連携して、災害関連緊急治山事業等の調査に着手しており、準備が整い次第、危険な箇所の復旧工事に取り掛かる予定です。

また、中長期的な計画につきましても、早急に検討会を立ち上

げ、年内に復旧計画を策定し、来年度から地質、地形的条件及び樹木の焼損状況に応じたゾーニングによる治山復旧や植栽等も進めてまいります。

加えて、単に元の山林に戻すばかりではなく、例えば、来年春に開催される全国植樹祭に合わせて、植樹イベントを開催するなど、市民の皆様にも山の緑の再生のお手伝いをしていただいたり、多くの人に親しんでもらえるような憩いの森づくりなどにも取り組めないかということも考えております。

なお、4月28日に西条市長とともに愛媛県知事をお訪ねをさせていただき、今後の復旧・復興に向けた要望事項を直接お伝えさせていただき、予定で調整を進めております。

被害が広範囲に及んでおり、復旧・復興には長い時間を要することが予想されますが、今後も国や県の力をお借りしながら「ピンチである状態をチャンスに 前向きに」の精神で、積極的な対策を講じてまいりたいと思います。

今回の林野火災は、今治市にとっても過去に例のない規模の災害でございました。消防の皆さんの鎮火に至るまでの頑張りに対して、最大級の敬意を表します。

一方で、あらためて今回の火災を振り返りますと、様々な問題や課題も徐々に見えてまいりました。

例えば、火災現場の最前線で消火活動に取り組んでおられる消防隊の皆さんの様子が、消防本部でしっかりとリアルタイムで把握できていたのか、大規模な火災を俯瞰的に捉え、大局的な判断が的確かつ迅速にできていたのか、それを今治市災害対策本部と共有できていたのか、気象状況の急激な変化に即時対応できていたのか、応援要請に遠慮や躊躇はなかったのか、そういったことは、今後、しっかりと検証していく必要があると思っております。

また、愛媛県をはじめ関係機関との連携のあり方や、自衛隊や県内消防本部との日頃からの連携強化など、非常時に円滑かつ効果的に連携が取れるような関係構築を進めることも重要でございます。

今後の検証作業を通して、改善すべき点を洗い出し、ひとつひとつ改めることで、いつ、どこで起こるかわからない災害に対して、その備えを一層強化することが、これからの最重要課題であると思えます。

結果論的に「あれをしておけばよかった」とか、「対応が遅かったのではないか」といったご批判をするのは簡単かもしれませんが、しかしながら、何がベストだったのかは、後から検証して初

めてわかることもございます。その時々では、皆さんは本当にベストを尽くしていただきました。それだけは申し上げておきたいと思います。

最後になりますが、今一度、今回の火災に対してご協力、ご支援を賜りましたすべての皆様に、深く感謝を申し上げます。

これからもどうぞ今治市をよろしく申し上げます。

私からは、以上でございます。